

平成 31 年 1 月 8 日

地方消費者行政の充実・強化のための 「キャラバン」の実施について

消費者庁では、地方消費者行政の充実・強化を図るため、政務（大臣・副大臣・政務官）及び幹部職員が自ら全国の都道府県を訪問し、直接、知事等に働きかける取組（「地方消費者行政強化キャラバン」）を行うこととしますので、以下のとおりお知らせします。

1. 「キャラバン」の概要

① 知事等との意見交換

知事等との意見交換を通じて、自主財源に裏付けられた地方消費者行政の充実を依頼。また、各都道府県の消費者行政の取組状況や今後の在り方等について意見交換を実施。併せて、消費者教育の充実に向けた更なる取組も依頼。

② 地方公共団体の職員等との意見交換

現場の実情を踏まえた施策の推進を強化する観点から、地方公共団体の消費者行政部局の職員、消費生活相談員との意見交換を実施。

③ 消費生活センターの視察

各都道府県の消費生活センターを視察。消費生活相談の現場のほか、センターを拠点とした消費者教育の実施状況等も視察。

2. スケジュール

1 月 10 日（木）の香川県訪問（宮腰大臣）を第一弾とし、おおむね今年度内を目途に政務及び幹部職員が各都道府県を訪問予定。

【問合せ先】

消費者庁 消費者教育・地方協力課

電話：03-3507-9174